

令和5年度 第1回河南町いじめ問題対策連絡協議会

議事録

1. 日 時 令和6年3月27日(水) 午後1時 開会
午後2時 閉会
2. 開催場所 河南町役場 301・302会議室
3. 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 教育長あいさつ
 - (3) 委員委嘱及び委員紹介
 - (4) 会長及び副会長の選任について
 - (5) 会長あいさつ
 - (6) 案件
 - ①会議の公開・非公開の決定
 - ②町立小・中学校におけるいじめ等の状況について
 - ③各機関等のいじめ防止等の対策について
 - ④その他
 - (7) 閉会

(会議内容)

事務局	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回河南町いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。</p> <p>本日、会長及び副会長の選任についての案件まで、私が司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず初めに、本日の委員の出席は、委員12名中9名のご出席をいただいておりますので、河南町いじめ問題対策連絡協議会及び河南町いじめ問題対応委員会規則第5条の規定により、定足総数を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、中川教育長よりご挨拶申し上げます。</p>
-----	---

教育長

皆さんこんにちは。今、紹介いただきました河南町教育委員会の
中川でございます。本日はご多用の中、ご出席をいただきまして、
誠にありがとうございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを
申し上げます。日頃より、皆様におかれましては、それぞれの立場
で子どもたちのために、様々なご尽力をいただいていますこと、こ
の場をお借りして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。
今回、いじめに関わる課題でございますので、直近のいじめの状況
について少しご報告します。国の調査では、令和4年度において全
国の各学校でのいじめの認知件数、これが前年度の令和3年度と比
べて1割増と過去最多になっています。これについては、いじめ防
止対策推進法におけるいじめの定義や、いじめの積極的な認知に対
する理解が広がり、各学校では、先生たちが子どもたちをよく見て
くれているからこそ、この認知件数が増えているという一面もあり
ます。

しかしながら、別の面では深刻ないじめの重大事態、これについ
ても、前年度と比べて3割増となっております。新型コロナウイルス
感染症の影響が続く中ではありましたが、制限を少しずつ少しずつ
緩和しながら、5類に移行したのは実は令和5年度になってから
ですが、令和4年度の段階ではまだまだいろんな工夫をしながら再

開をしたという頃ですので、子どもの接触回数であるとか接触機会というものが増えたということも、今回増に繋がっているという見方もあるようですが、子どもの接触機会が増えたからといって必ずいじめが増えるという短絡的なものでもないですし、いじめに関わる問題については、様々な要因が挙げられると思います。その辺について今後も注視していかないといけないと思っております。今申し上げたように令和5年度につきましては5類に移行していますので、そういう意味では子どもの接触機会はもっと増えていますので、今後令和5年度の数字を注視していかなくてはいけないと感じております。本協議会においては、いじめ防止の計画に関わる関係機関及び団体間の連携を図り、情報を共有することを主なねらいとしております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、いじめ防止に向けた取り組みについて、大いに意見交換をしていただきまして、有意義な時間となりますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、次第の3、委員委嘱及び委員紹介に参ります。委嘱状は、委員の皆様のお机にお配りをしておりますので、代表の方1名に、前の方で交付させていただければと思っております。

(教育長から委嘱状交付)

事務局

ありがとうございます。他の委員の皆様は、お手元の委嘱状をどうぞお納めくださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、委員紹介に参ります。資料 1 の方で、委員名簿をご用意しております。この名簿に基づきまして、私の方から時計回りでご紹介をさせていただきます。

(以下 委員紹介)

事務局

以上の皆様でどうぞ本日よろしくお願い申し上げます。

中川教育長におかれましては、公務のため、ここで退室をさせていただきます。

(教育長 退室)

事務局

それでは次に次第の 4、会長及び副会長の選任について進めて参ります。河南町いじめ問題対策連絡協議会及び、河南町いじめ問題対応委員会、規則第 4 条第 1 項によりまして、会長及び副会長各 1 名は、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様から、どなたか会長にご推挙ございませんでしょうか。

委員	<p>前回と同様に、河南町民生委員児童委員協議会の会長をさせていただきます吉岡さんが適任だと思いますけども、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>皆さん、どうでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>それでは吉岡様、お引き受けいただけますでしょうか。</p>
委員	<p>どなたもおられないようでしたら、お受けさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。続いて、副会長ですけれども、どなたかご推挙ございませんでしょうか。どなたももしいなければ、会長に一任ということでいかがでしょうか。皆さんご異議どうでしょうか。</p> <p>それでは吉岡会長いかがでしょう。</p>
会長	<p>それでは前回の副会長は、富田林人権擁護委員協議会代表様にお務めいただいておりますので、今回も同じく堀様にお願いできないでしょうか。</p>
委員	<p>それではお引き受けさせていただきます。</p>

事務局	<p>ありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会長・副会長が決まりましたので、会長そして副会長には、こちらの方に席を移っていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>以上で会長と副会長が決定いたしましたので、会長挨拶ということで、吉岡会長様、一言お願いできますでしょうか。</p>
会長	<p>会長に選任いただきました、河南町民生委員児童委員協議会の吉岡でございます。精一杯務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>いじめの認知件数は、年々増加傾向にあります。全国各地で、発生した深刻ないじめ問題を、新聞やニュースなどの報道で目にすることは、残念ながら一向になくなりません。いじめ問題は、認知件数の増加だけではなく、その内容もSNSを通じたものなど、ますます複雑化、多様化しており、町教育委員会や、教育現場だけでは対応が困難な時代になってきているのではないのでしょうか。</p> <p>本日お集まりの各機関の皆様には、それぞれの分野で活躍され、いじめ問題にも、多方面から取り組んでいただいております。私達がしっかり連携をし、思いを共有するよい機会になればと思いますので、円滑な会議の進行にご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。それでは次の次第の 6 案件の方から、吉岡会長様、以降の会議進行をどうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第 6 の案件を進めて参ります。</p> <p>まず、案件 1 の会議の公開、非公開の決定についてです。本会議につきましても、原則公開といたしますが、本日の案件 2 の町立小中学校におけるいじめ等の状況については、児童生徒の氏名は出さずに説明をいたしますが、説明内容から、児童生徒が特定される恐れがあるため、非公開と考えております。会議録につきましても、非公開部分を除き、要点筆記発言者無記名で、事務局で作成し、各委員に内容確認をいただいた後、公開することとします。</p> <p>皆様ご異議はございませんでしょうか。</p>
全員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それではそのように取り扱いさせていただきます。</p> <p>続いて案件 2 の、町立小中学校におけるいじめ等の状況について、事務局より説明していただきます。お願いします。</p> <p>(以下 同案件 非公開)</p>

<p>会長</p>	<p>他に何かございませんか。それではないようですので、次に進ませていただきます。</p> <p>それでは案件 3 の、各機関等のいじめ防止等の対策についてに進めて参ります。まず、最初に各小中学校の防止等の対策について説明等をお願いしたいと思いますので、近つ飛鳥小学校、かなん桜小学校、中学校の順でお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。近つ飛鳥小学校です。</p> <p>いじめの対策については、日頃から担任を中心に、子どもの様子の把握に努めまして、それから休み時間等も、自然な形で教員が色々なところに配置されておりまして、そこで自然に子どもたちの気になるところについて、情報・状況を把握しています。気になる子どもがいましたら、職員朝礼等で情報共有いたしまして、さらに全職員でしっかり意識しながら、子どもたちを見守っていくと、そういう体制をとっています。</p> <p>それからあと学期に 1 回、心と体のアンケートも実施いたしまして、子どもたちが直接記入するのですが、それをもとに、特に気になるところとか、或いは児童全員と面談しましてしっかり一人</p>

一人と行いまして、対応する必要があるれば、また情報共有をしっかりとしながら、学校全体で方針を立てまして、指導対応に当たっています。

それからあと、直接ではないかもしれませんが、子どもたちのいじめ防止をするにあたって、集団づくり、仲間づくりっていうのも非常に大事だと思いますので、行事とかは特色である縦割り班活動とかによって、子どもたちをしっかりとつなげて、いじめ等が起こらないように未然防止という形で集団作りの方も進めています。以上です。

会長

ありがとうございました。

では、続いてかなん桜小学校についてお願いいたします。

委員

かなん桜小学校では、いじめに関しては学校が策定しております学校いじめ防止基本方針に基づいた対応となっています。本校では火曜日と金曜日の週2回、15時40分から20分間程度の職員が打ち合わせを行うのですが、そのあと子どもたちに関する情報交換を行っています。

各クラスで、起こった事案だけではなく、担任をしている子ども以外の他の子どもであっても気づいた点につきましては、全職員で

情報共有をしています。その中で、組織的な対応が必要な場合には生徒指導部長をはじめ、関係職員が集まって、学校としての指導の方向性を確認した上で、対応を行うようにしています。

また、近つ飛鳥小学校の方でもおっしゃられましたけれども、心のアンケートを学期に1回実施して、気になる回答につきましては担任が目を通し、休み時間等を活用して、子ども一人一人から聞き取りを行っております。上がってきた事案については生徒指導部の方で一旦集約し、管理職が最終的に目を通して、組織的な対応が必要なケースと判断した場合には、いじめ対策委員会を開き、組織的な対応を行っているところです。

またアンケートだけではなくて、日頃から子どもたちの様子であったり、また子どもや保護者からの訴えに対しては、丁寧な聞き取りと対応を行っていくということで、教職員で確認し取り組んでいるところです。

会長

ありがとうございました。

では続いて中学校についてお願いいたします。

委員

本校では普通のことしかしてないのですが、いじめ問題だけではなく、虐待、問題行動等、そのすべてにおいて早期発見、未然

防止、早期解決のために、生徒の実態把握、情報共有に力を入れております。

基本的には教職員は休み時間、昼休み放課後等、生徒がいる時間帯は職員室には戻ってこず、廊下、グラウンド、教室で生徒を見守る体制をとっております。その中で気づいた生徒の行動、生徒の変化については、情報の共有を行っております。

教師間の情報共有の場としては、毎日の職員朝礼、週一回の生徒指導会議、月一回の職員会議で実施しておりますが、それ以外にも、必要などときには適宜集まっております。メンバーの中には必ず養護教諭を配置して、保健室での生徒からの訴えについても情報を共有しています。また会議にはスクールカウンセラーに入っております。ことでもあります。

生徒に関しては、学期に1回のアンケートを実施し、それを受けての二者面談を実施しております。日頃から気になる生徒に関しては、面談、カウンセリングを適宜実施しております。また相談窓口も設けております。先ほどから話題に出ているように最近の課題としては、本校でも、生徒、教師、PTAに向けての講演会研修会を実施しているのですが、SNSを使つての悪口や、動画画像のアップなどが多くなってきて、いじめ問題行動の背景がだんだん見えにくくなっております。以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して何かご質問ありましたら、どうぞお願いいたします。

ないようですので、ありがとうございました。

続きまして、各機関のいじめ防止等の対策を簡単に順番に説明をお願いいたします。委員名簿の順にお願いしますが、まず私どもの、河南町民生委員児童委員協議会からの説明をさせていただきたいと思えます。

私たちの委員の大半の委員が、朝の登校時に、見守りに立っていただいております。その折に子どもたちに変化がないか、また休んでる子どもたちがないかとか、いろんなことを見させていただいて、その折には保護者の方がついてこられておりましたらその時いろんな事情、お話を聞いたり世間話的なことをして、いろんな情報を得たりはしております。それによって、各機関と連携をして、いろんなことをお願いしたこともあります。

子どもたちのことってなかなかわかりにくくって、今のところ朝の見守りのときにこうした対応をしています。

以上です。

では、すみません、次は富田林子ども家庭センターについて、お願いいたします。

委員

子ども家庭センターの方での相談業務を行っており、電話相談などを行っております。ただ、子ども家庭センターの方で直接、加害児童被害児童の関係調整などを行うことはできませんので、ご相談いただいた内容に基づいて、相談をさせていただいたり、適切な機関の方に相談させていただくという事になります。またいじめの問題を背景に、例えば加害をしてしまったお子さんについて、非行というような切り口で、例えば警察を介してご相談といいますか、通告という形で準備することがございます。その場合にはそのお子さんご自身の、例えば発達課題であったり、家族関係の問題であったり、そういったところを私たちも情報収集しながら、お子さんへの必要な指導、保護者の方への助言などを行っております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。では続きまして、富田林人権擁護委員協議会について、お願いいたします。

副会長

今日は法務局の課長が公務で欠席ということなので、法務局としての活動ということ、まず最初に説明させていただいて、そのあと、我々、人権擁護委員が河南町の中で、活動していることを報告

させていただきます。

まず法務局としての対応で、子どもの人権問題に関する主な活動としましては、特に子どもの人権110番、それからLINE人権相談、それから子どもの人権SOSミニレターという、大きく3つの取り組みを行っております。子どもの人権110番はフリーダイヤルで、無料の電話相談を法務局の本局に常設しております、フリーダイヤルで常に相談がかかるように対応できるようになっています。

それから、LINE人権相談も、最近は取り組みが始まりまして、電話ではなかなか相談しにくいことも、最近の若い子どもたちや生徒たちでは、LINEの方が相談しやすいということで、その取り組みも、ここ2、3年活発に行っています。それから、子どもの人権SOSミニレターは、平成18年度から実施されている取り組みですけれども、毎年6月に学校宛に、法務局の方から、ミニレターが送られております。便箋と、封筒が一体になった形のミニレターになってまして、無料で出すことができ、それを人権擁護委員が回答をしてやりとりするという形の取り組みです。

それから我々、人権擁護委員が行っている取り組みとしましては、本局にも、富田林支局にも交代で電話相談に対応しています。

それから、一番、私がいじめ問題に対して有効と思っております

取り組みとしては、コロナ禍で一時、途絶えていましたが、昨年度と今年度の2年で人権教室が再開しております。小学校の4年生を対象に、いじめについてのDVDを我々と子どもたちが一緒に見て、そのあと意見発表やワークシートに意見を書いてもらって、それを、私たちが見せていただくということをやっております。

今年度のワークシートに書いてくれた意見を紹介させていただきますと、悪いと思わないことがいじめになるというふうに、気づきがあったり、自分の気持ちをはっきり言うことが大事ということを書いてくれてる子がおります。それから、自分だけでなく、相手の気持ちを考えるようにしたい、ちゃんと友達や家族、先生に相談すると書いてくれています。今学校では、相談をしやすい体制をとっていただいていると思うのですが、そういうふうに身近な人に相談する、SOSミニレターに書く、困っていることがあったらSOSミニレターを教えてあげたいと、そういうふうには書いてくれている子もたくさんおります。それで私たちが、こういう意見をワークシートに書いてくれているのを見て、人権教室をやることに對してのモチベーションがさらに上がったような気がします。

あと、いじめに関するDVDの教材としては、勇気のお守りとか、プレゼントというものがあるのですが、YouTubeで誰でも見ることが出来ますので、1度皆さん、スマホなどで検索し

	<p>て見ていただいたらなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。では次に、河南町青少年指導員連絡協議会会長について、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>河南町青少年指導員連絡協議会というのは、いじめ問題を解決することに特出したボランティア団体ではありません。子どもたちがストレスを持つストレスナーとなることによって、いじめが発生するということが非常に要因として大きいと思います。私たちの活動は、子どもたちがストレスを持たないように、元気に明るく、楽しめるようなイベント、体験型イベントを中心に活動しています。私たち青少年指導員の活動の内容、それといじめに対する私個人の思いも含めまして、A4サイズ2枚の簡単なレポートを作成してきましたので、皆さんと共有したいと思います。</p> <p>読み上げさせていただきたいと思います。</p> <p>滋賀県大津市におけるいじめによる生徒の自殺という重大問題を契機に、2013年9月政府は、いじめ防止対策推進法を施行しました。しかしながら、2022年度の統計では、いじめ認知件数は61万人、重大事態の案件は700件を超えるという状況になり、増大する傾向にあります。</p>

ここで、私海外のことも非常に興味がありますのでいろいろ研究してみました。日本と海外のいじめを比較すると、日本は暴力系のいじめではなく、コミュニケーション操作系のいじめが主流です。例えば、無視をする、仲間外れにする。先ほどお話がありましたように、SNSの匿名性を利用して、個人を攻撃する書き込みで、心理的ダメージを与える等は一例です。

要は、証拠が残りにくい、特にこのSNSに関しては、介入することが難しいケースが多いです。学年が高くなればなるほど、巧妙、狡猾になります。また、学校側、仲裁機関が中に入っても、加害者の方から反撃されるリスクも非常に高いという特徴があります。

皆さんは学校において、ご機嫌な教室、不機嫌な教室の違いをおわかりでしょうか。ご機嫌な教室とは、先生のコミュニケーション能力がすぐれていて、指導力も高く集団をまとめ、子どもたちの仲間意識の強い教室です。不機嫌な教室とはまさにその逆となりますが、このご機嫌な教室では、児童生徒がストレスがなく過ごせてるので、いじめが起こりにくいという、研究成果があります。

逆に、不機嫌な教室では、ストレス、不機嫌因子が非常に多いので、いじめを増大する傾向にある。

いじめを目撃した子どもは、何とかしなきゃいけない、誰かに相談したいと思っています。そのとき最近の傾向では、先生方に相談

するよりは、友達に相談する割合が高まるとデータが出ております。

いじめが自殺、登校拒否という重大事態になるのは、学校と家庭しか居場所のない児童生徒が多い中で、学校から排除され、家族にも、友達にも相談できずに、どこにも居場所がないという焦燥感に追い込まれてしまうからだと思っています。教育現場において、先生方はいじめを見たら、やめましょうと教えるだけではなく、悩んでいる子、困っている子がいたら、力になりましょうと助言することが大切だと感じています。

最後になりますけれども、日米のいじめの大きな違いは、米国は圧倒的に暴力的ないじめが多い。しかも、皆さんご存じのように、米国は銃社会なので、殺人事件等の事案が多々あります。いじめを見つけてから対応するのでは手遅れです。

ここで私は強調したいのは、米国では、いじめ対策は、結果が起こって発見してから動くのではなくて、いかにいじめを予防するかという考え方が主流です。私は、日本においても、いじめの発見からその対策を始めるのではなく、いじめを、これも先ほどお話がありましたが、予防に努めている。いじめ予防に注力することも重要ないじめ抑止ファクターになるのではないのでしょうか。教育現場で先生方の経験則や勘に頼った対応ではなく、子どもたちの行動生理学や脳

科学などに基づいた対応、先ほどのご機嫌な教室を実現するために、先生方のコミュニケーションスキルを高め、集団をまとめる能力を増強する。何よりも、先生方の人間力を上げるトレーニングをすることが喫緊の課題だと感じています。

Society 5.0 の時代では、AI があらゆる分野で活躍するでしょう。しかし、AI でもできないことがあります。それは人をまとめる力、集団の中でいろんな意見を集約する力、ゼロから創造する力、相手の感情を読み取る力などですが、これらの人間力を身につけることが、先生にも求められている。これらにより、教育現場において先ほどのご機嫌な教室、これを実現できるのではないのでしょうか。子どもたちから信頼され続ける存在となり、安心と信頼を提供できる学校となるのではないのでしょうか。私たち青少年指導員は、子どもたちは挑戦と失敗を繰り返した体験の中で、決して諦めない強い心を育む、そして夢をかなえる事ができる。何事も楽しいのが一番。人は楽しければ寝食を忘れて没頭します。これを念頭に、体験型アクティビティーである遊びの広場を毎年2月に開催していますが、15年ほど務めておりますけれども、今では約500名程度の、子どもたち、保護者の皆さんが来場されます。これは、有難いことにリピートが多いです。これからも子どもたちを育むために、全力で私たち青少年指導員ボランティアは河南町とともに頑張っ

	<p>いきたいと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。レポートまで作成いただきありがとうございます。では続きまして、河南町住民部について、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>住民部では、特にいじめ問題に特化しておりませんが、人権相談員の研修を受けた町職員によります人権相談窓口を住民生活課内に設けて、人権相談に応じさせていただいております。また、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員さんにも相談に乗っていただいております。あと、いじめ問題ではないのですが、大阪教育大学の4人の先生方をお願いしまして、広報かなんで人権のコラムを書いていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは続きまして、河南町教育委員会事務局について、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>教育委員会では、参考資料1のいじめ防止基本方針を平成30年5月に作成いたしまして、いじめ防止対策推進法に基づきまして、い</p>

じめの防止対策を総合的かつ包括的に推進しています。この基本方針の中には、本協議会の設置や各小中学校のいじめ・不登校対策の委員会設置の他、教育委員会、学校が取り組む施策や、重大事態の対処などを盛り込んでおります。

参考資料の2は、いじめ防止対策のための組織として、学校の組織、教育委員会が作る組織と、また町長が作る組織ということで、それぞれ設置しまして、対処をしております。またその理念にのっていますように、重大事態の対処の流れとしまして、重大事態の発生が報告しましたら、学校、教育委員長へというような形で報告すると、調査の内容についても、学校が調査を行う場合とか、教育委員会が調査を行う場合ということで、調査の実施を致します。それでも再調査となりましたら町の方における再調査措置となります。また、その他に、各小中学校の連携と致しまして、いじめの件数だけではなく、その内容についても、毎月定期的に、各校から報告を受けておりまして、いじめの発生の状況を共有するとともに、今年度、試行ではありますけども、河南町立等学校園支援チームというものを設立しまして、学校園だけでは対応困難ないじめとか、不登校の課題に対応していくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、臨床心理士等の多様な専門家によりまして、いろいろ協議をしていきまして、対応してい

	<p>くという事になります。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。皆様ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明にいただいた件について何か質問とかご意見がありましたらよろしくお願いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>この問題対策連絡協議会は、平成 30 年度に設立いたしまして、この間コロナ禍等ございましてなかなか開催できず申し訳なかったのですが、5 年ぐらいが経ちまして、いじめというのはすごく、根が深いというか、難しい状況にはあると思います。その中で教育委員会として取り組む施策として研修等があると思うのですが、SNS に特化した研修についてはどうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>研修というか教材がすごく増えてきているという印象はあります。先ほど、人権系のものが Y o u T u b e されているという話を聞いたのですが、各校にまいているチラシ等に、2 次元コードが載っていてそこから入ると、スマホのメッセージの送り方であったりとか、あと道徳教材の中にも思った言葉と違うように相手が受け取ってしまった、文字だからゆえにということを考えさせる部分があります。</p>

教職員向けの研修でも人権研修というのが年に何本かあって、その中でも、SNSやインターネットを通じた人権侵害に係る研修というのを受けていまして、各校の人権教育担当者が、各校で普及研修を行っています。

委員

私たち青少年指導員連絡協議会では、南河内全域のブロック会議が年に2回程あります。そのブロック会議で4年ほど前に、このSNSのいじめ関連の研修会を、河南町青少年指導員連絡協議会が主催でさせていただいたことがあります。その時の一番のテーマが、SNSの書込みというのは匿名性が高く、一旦出してしまった画像写真ってというのは、永久に消えない。これをデジタルタトゥーという言い方をするのですけれども、刺青みたいに残ってしまう。だからそれは一旦ふざけてやったものでも、永久に残るわけです。一気に世界に拡散してしまう。これが怖いと思います。それがために結婚も駄目になる、就職も駄目だ、と色々出てくるのです。それを、家庭でこの話を持ち帰って、子どもを交えて話し合ってくださいということで、そういう活動が必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

会長

いかがですか事務局の方は。

事務局	<p>さきほどもお話があったのですが、各学校でいろいろ取り組みをしていただいています、学校の計画という中にいろんなジャンルがある中で、もちろん人権の研修という項目があったり、あと情報教育という観点もとり取り入れていただいています、1人1台タブレットってということで、子どもがパソコンとか、情報機器に触れる機会というのが、昔に比べて増えています。例えば自分が書き込むことによって、誰かを嫌な気持ちにさせるんじゃないとか、そういったことにも気をつけて、使っていきましょうっていうような指導もしてくださっていますし、あと、中学校さんの方では、学校の研修なのかP T Aの研修なのかわからないのですが、有名なSNSの先生とかを招いて、メディアリテラシーのようなお話っていうのを子どもとか保護者に向けてしてくださっていたんじゃないかなって思っています、各校それぞれ工夫を凝らしていただいているなと思っています。</p>
委員	<p>基本方針が5年経ちましたので、このまま同じことをやっていけばいいのか、また何か違うことをやっていけばいいのかというところをまた今後、こういう会議とかを基に考えていかないといけない。今日はいろいろご意見をいただいたので、それらを踏まえて、今後、</p>

	<p>事務局の中で検討していきたいと思います。ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にご質問などありませんでしょうか。</p> <p>では、ないようですので、案件 4、その他についてですが何かありますでしょうか。</p>
副会長	<p>テレビ等で放映される重大事故というのが、河南町でないということ、非常に結構なことで、先ほどから学校さんの取り組みとか聞かしていただいて、非常にきめ細かい対応をとっていただいているという受け取り方をしたのですが、地域社会の中で人と人との繋がりがどんどん希薄化しておりまして、社会全体がギスギスした心に余裕がない社会になってきて、それが子どもたちにも、ストレスとして伝わって、そのはけ口としていじめが起こっているような気がするのです。</p> <p>あと、大人も子どもも含めて、日本人の精神力が弱くなってきているなというような気も私自身としてはしています。そういうことを背景として、我々は人権擁護委員をさせていただいていますが、実際いじめが起こって、それを身近で見ただけなのは、学校さんなのですよね。そこできめ細かい対応をとっていただくことが非常に重要で、重大事態が発生しているのを見ますと、先生が忙し過</p>

ぎるとか、先生の資質の問題があって、SOSを発信しているのにもかかわらず、その文章に対して「You can do it.」とか、花丸をしたりするような先生がいらっしゃるというところで重大事態が起こっているということで、そういう先生の資質を高めていただくということと、先生の日常の作業量を楽にされる取り組みが非常に大事じゃないかと感じております。我々としては、1歩引いたところから、人権というか人権啓発という意味で、いじめをテーマに取り上げたり、人権相談の窓口を開いているということしかできないので、実際の現場に直面されている先生方に頑張っていたきたいなという気がするのと、あと家庭でスマホを使ったりするのを注意深く見守ってあげるような取り組みが大事だと感じた次第です。

会長

事務局からはよろしいですか？

事務局

今おっしゃっていただいたとおり、一番子どもに近い場所にいるのは、学校の先生であって、学校の先生がしっかりアンテナを張って見ているから、今、幸い河南町では、重大案件に対する会議というのは開催したことはないのですけれども、全くゼロに抑えるのは本当に理想の姿であるけどなかなか難しい。その中で、現場の先生がこうして見ているっていうのが、ま

ず本当にありがたいなと思っています。先ほどお話があったとおり、先生方が他のことでいろいろと手が取られて子どもが見えないっていう状況は、とても良くないと思いますので、事務局の方でも、働き方改革が世間でも叫ばれているとおりですね、例えば、校務支援システムとって、学校の先生の負担を何とか減らせるような仕組みがないかなとか、学校の先生の定員というものがあるんですけども、加配ということで、人員を確保することはできないかなとか、そういったところで事務局もできることを取り組みたいと思っています。当然、我々だけでも、学校の現場だけでも、十分ということではなく、例えば相談に乗ってくださっている皆様、地域で見守ってくださっている皆様、関係機関の皆様の協力があってこそ話なので、引き続きこうして、連携をもって、いじめのまずは発生の防止、それと発生した後のケアというか、相談とかフォローとか、そういったところで協力していければなと思っています。

本日はどうもありがとうございます。

会長

他に何かございませんか。

ないようですので、本日はたくさんの貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。

それではこれもちまして、令和5年度第1回河南町いじめ問題

対策連絡協議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

ありがとうございました。